

ひきこもり対策推進事業について

ひきこもりについて

定義

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示す現象概念。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低い。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

推計数

内閣府調査(平成27年12月調査)

広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人

※平成22年2月調査 広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者23.6万人

平成28年9月 「若者の生活に関する調査報告書」より

(上記調査結果における定義)

「ふだんどのくらい外出するか」という質問に対して

- ① 趣味の用事の時だけ外出する
- ② 近所のコンビニなどには出かける
- ③ 自室からは出るが、家からは出ない
- ④ 自室からほとんど出ない

上記の②～④を選択した者を「狭義のひきこもり」、①を選択した者を「準ひきこもり」とし、それをあわせて「広義のひきこもり」としている。

ひきこもり対策推進事業について

<事業目的>

ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

<事業のこれまでの変遷>

平成21年度 ひきこもり対策推進事業の創設

- ・ひきこもり地域支援センター設置運営事業の創設

平成25年度 ひきこもり対策推進事業の拡充

- ・ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の創設

平成30年度 ひきこもり対策推進事業の拡充

- ・ひきこもり地域支援センターによる市町村後方支援機能の強化
- ・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業、市町村におけるひきこもりサポート事業の創設

<事業の概要>

	事業名	事業内容	実施主体
ひきこもりに特化した第一次相談窓口設置、支援関係機関等への後方支援	ひきこもり地域支援センター設置運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援: ひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもり状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や、必要に応じ家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な関係機関につなぐ。 ・包括的な支援体制の確保: 地域の関係機関との連携体制の構築。 ・情報発信: ひきこもりに関する普及啓発、利用可能な相談・支援機関情報の発信。 ・後方支援: 地域の支援関係機関への助言、相談対応等の実施。 	都道府県 指定都市
支援に携わる人材の養成、支援の質の向上	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援従事者養成研修: 市町村職員、ひきこもり支援関係機関従事者等に対し、知識及び技術を習得させる研修を実施。 ・ひきこもりサポーター養成研修: ひきこもり本人や家族等に対する訪問支援等の担い手となる「ひきこもりサポーター」を養成。 	都道府県 (市区町村)
身近な地域でのひきこもり支援の充実	ひきこもりサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信: 利用可能な相談窓口・支援関係機関情報の集約と住民への発信。 ・支援拠点づくり: 早期発見・早期支援につなげるためのネットワーク構築や、ひきこもり本人等が安心して参加できる居場所の提供等。 ・ひきこもりサポーター派遣: 訪問支援や居場所運営等へのサポーター派遣。 	市区町村 (都道府県)

平成30年度予算における「ひきこもり対策推進事業」の見直し

これまでの事業実施状況の点検や関係者からの意見も踏まえながら課題等を整理し、平成30年度予算において以下の事業見直しを実施。

指摘・課題と対応の方向性

◇ひきこもり地域支援センターは都道府県単位で設置され広域な範囲をカバーしていることから、相談者への支援を十分に行うことができていないのではないか。
⇒①
 >ひきこもり地域支援センターの大きな役割のひとつは、相談者を適切な支援機関につなぐことであり、これまでも連携体制構築に努めてきたが、今後は支援者支援の機能を高め、地域の適切なつなぎ先を増やしていく役割を付加。
 特にH27から生活困窮者自立支援制度が開始されたことを踏まえ、当該機関との相互の連携を強化。
 >一方、支援機関につながりにくいケースは、センターによる継続的支援を行う必要があり、マンパワーの強化を図れるようにする。

◇ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業の実施が低調
⇒②
⇒③
 ・サポーター派遣のニーズがない。
 >実施主体である市町村に対する事業の理解度の向上と、事業実施に向けた体制整備が必要。
 ・サポーターは訪問支援以外にも活用場を作るべき
 >居場所の運営協力など新たな活用場を検討。

◇段階的な支援の場となる、日常生活・社会的自立のための居場所などの地域資源が不足
⇒③
 >市町村内の有用な地域資源の集約・ネットワークづくりを進め、必要に応じ行政が当事者グループ・家族会などと連携しながら、居場所などの拠点づくりを実施。

◇身近な地域における相談窓口がわからない、ひきこもり支援を掲げる団体も目にするが利用には不安。
⇒③
 >ひきこもり地域支援センターの認知度の向上と、市町村による住民への利用可能窓口等の情報発信が必要。

事業の見直し内容

① <ひきこもり地域支援センター設置運営事業>
 従来の機能に加え、以下の取組を実施できるようにした。
 ◇より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の強化のために、関係機関に対する後方支援を実施
 ・生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業者等、ひきこもり支援に携わる関係機関と連携し支援に関する助言等を行う。
 ◇センターによる訪問支援活動の重点的実施を図るための訪問支援体制を整備
 ・相談支援専門員の配置による訪問支援の強化

② <ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業>
 ひきこもりサポーターの養成のほか、ひきこもり支援の質の向上を図るため、市町村担当職員や支援関係機関従事者に対する人材養成研修を実施できるようにした。

③ <ひきこもりサポート事業>
 市町村におけるひきこもり支援体制の充実を図るため、ひきこもりサポーター派遣のほか、以下の取組を実施できるようにした。
 ◇市町村内において利用可能な相談窓口、支援機関の情報を集約し、ホームページ等の媒体を活用した住民への情報発信
 ◇早期発見や早期支援開始につなげるための支援拠点(居場所、相談窓口など)づくり
 ◇サポーター派遣については、従来の訪問支援活動に加え、上記の支援拠点での活用や支援機関のスタッフ登用など活用場を拡大する。

ひきこもり対策推進事業

教育関係
学校 教育委員会

就労関係
地域若者サポートステーション
ハローワーク 等

保健医療関係
医療機関、保健所 等

都道府県（指定都市）

関係機関との連携

福祉、行政関係

福祉事務所、児童相談所、自立相談支援機関
精神保健福祉センター、発達障害者支援センター
子ども・若者総合支援センター 等

ひきこもり地域支援センター

- **ひきこもりに特化した第一次相談窓口**
(ひきこもり支援コーディネーターの配置)
 - ・ 電話、来所等による相談、訪問支援
 - ・ 適切な関係機関への早期のつなぎ
- 関係機関との連携体制構築
- ひきこもりに関する普及、啓発
- 市町村等への後方支援



<後方支援>

- ・ 支援方針への助言、支援実施者からの相談対応
- ・ 支援担当職員研修

市町村

ひきこもりサポート事業

- 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信
- 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり
- ひきこもりサポーター派遣

管内の支援関係機関

生活困窮者自立相談支援事業・就労準備支援事業の実施機関 等

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

ひきこもりサポーター養成研修

- ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者に対して、ひきこもりに関する基本的な知識に関することを修得させ、ひきこもりサポーターとして活用

ひきこもり支援従事者養成研修

- ひきこもり支援を担当する市町村職員、支援関係機関の従事者等に対し、ひきこもり支援に必要な知識・技術等を修得させる

支援 相談

相談 情報発信 支援

ひきこもりの状態にある本人、家族

ひきこもり地域支援センター設置状況

活動指標

ひきこもり地域支援センターについては、平成21年度より段階的に設置され、平成30年4月に全ての都道府県・指定都市に設置されるに至った。

自治体	開所年度
1 北海道	21
2 青森県	※28
3 岩手県	21
4 宮城県	※25
5 秋田県	25
6 山形県	21
7 福島県	※26
8 茨城県	23
9 栃木県	26
10 群馬県	26
11 埼玉県	27
12 千葉県	23
13 東京都	26
14 神奈川県	22
15 新潟県	25
16 富山県	24
17 石川県	25
18 福井県	26
19 山梨県	27
20 長野県	22
21 岐阜県	28
22 静岡県	25
23 愛知県	22
24 三重県	25

自治体	開所年度
25 滋賀県	22
26 京都府	20
27 大阪府	21
28 兵庫県	26
29 奈良県	27
30 和歌山県	21
31 鳥取県	21
32 島根県	27
33 岡山県	29
34 広島県	24
35 山口県	21
36 徳島県	22
37 香川県	23
38 愛媛県	23
39 高知県	21
40 福岡県	22
41 佐賀県	※29
42 長崎県	25
43 熊本県	27
44 大分県	19
45 宮崎県	26
46 鹿児島県	22
47 沖縄県	28

自治体	開所年度
48 札幌市	27
49 仙台市	24
50 さいたま市	24
51 千葉市	27
52 横浜市	21
53 川崎市	23
54 相模原市	30
55 新潟市	23
56 静岡市	27
57 浜松市	21
58 名古屋市	24
59 京都市	※25
60 大阪市	21
61 堺市	※23
62 神戸市	21
63 岡山市	22
64 広島市	※21
65 北九州市	21
66 福岡市	※21
67 熊本市	26

【平成30年4月現在】

75か所

(67自治体)

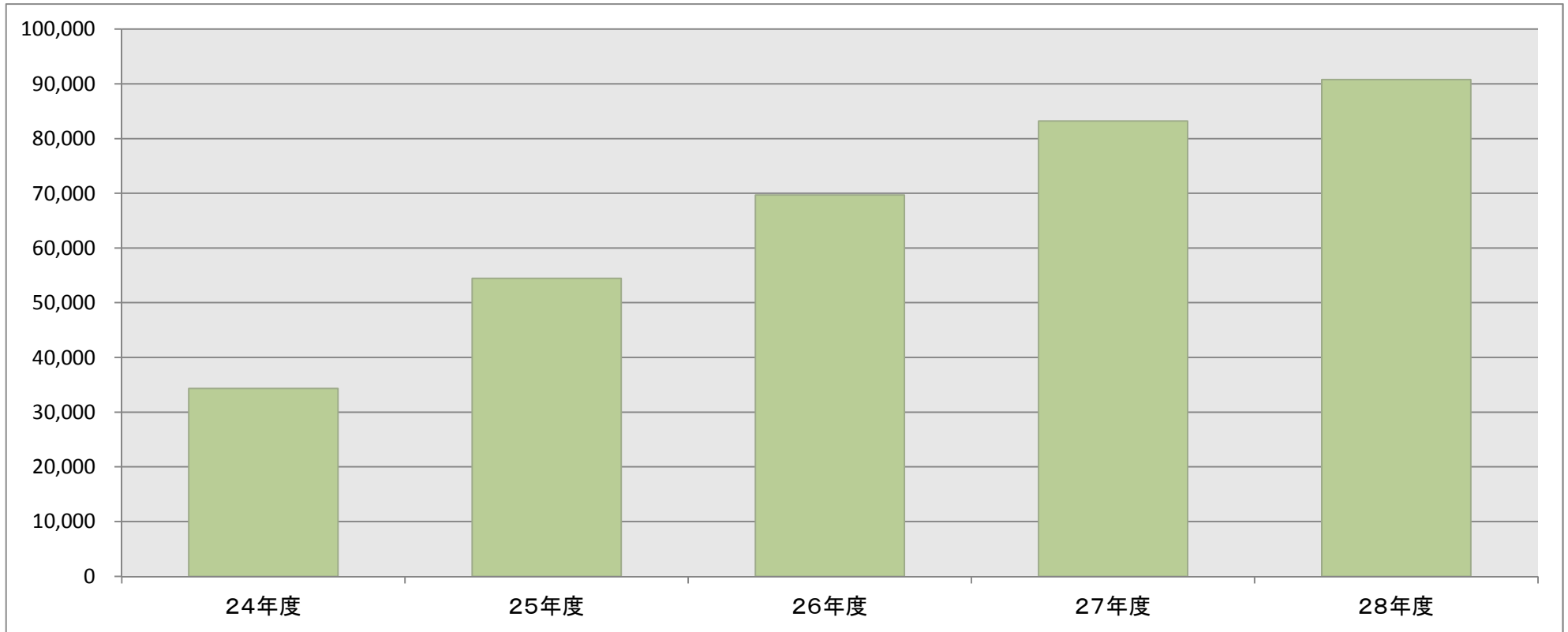
年度別設置自治体数

年度	新規	累計
21年度	18	18
22年度	8	26
23年度	6	32
24年度	5	37
25年度	7	44
26年度	8	52
27年度	9	61
28年度	3	64
29年度	2	66
30年度	1	67

※は、複数設置(サテライト等)自治体

ひきこもり地域支援センターにおける延べ相談件数(平成24～28年度)

活動指標

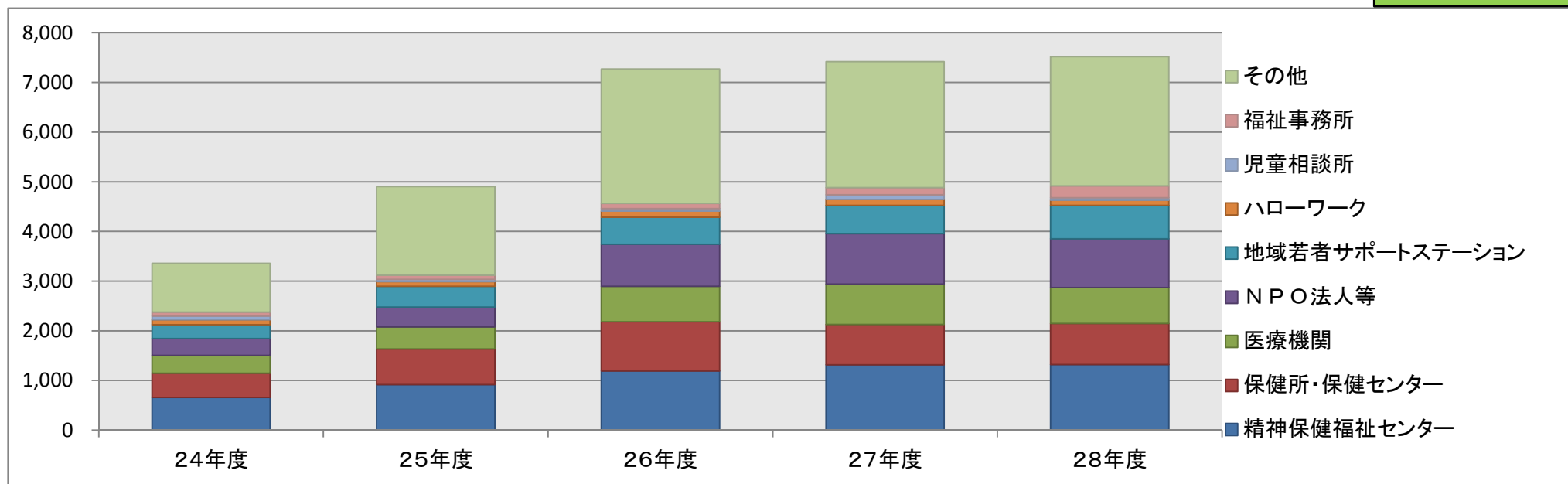


24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
34,312	54,470	69,701	83,211	90,794

専門機関での支援が決定した件数

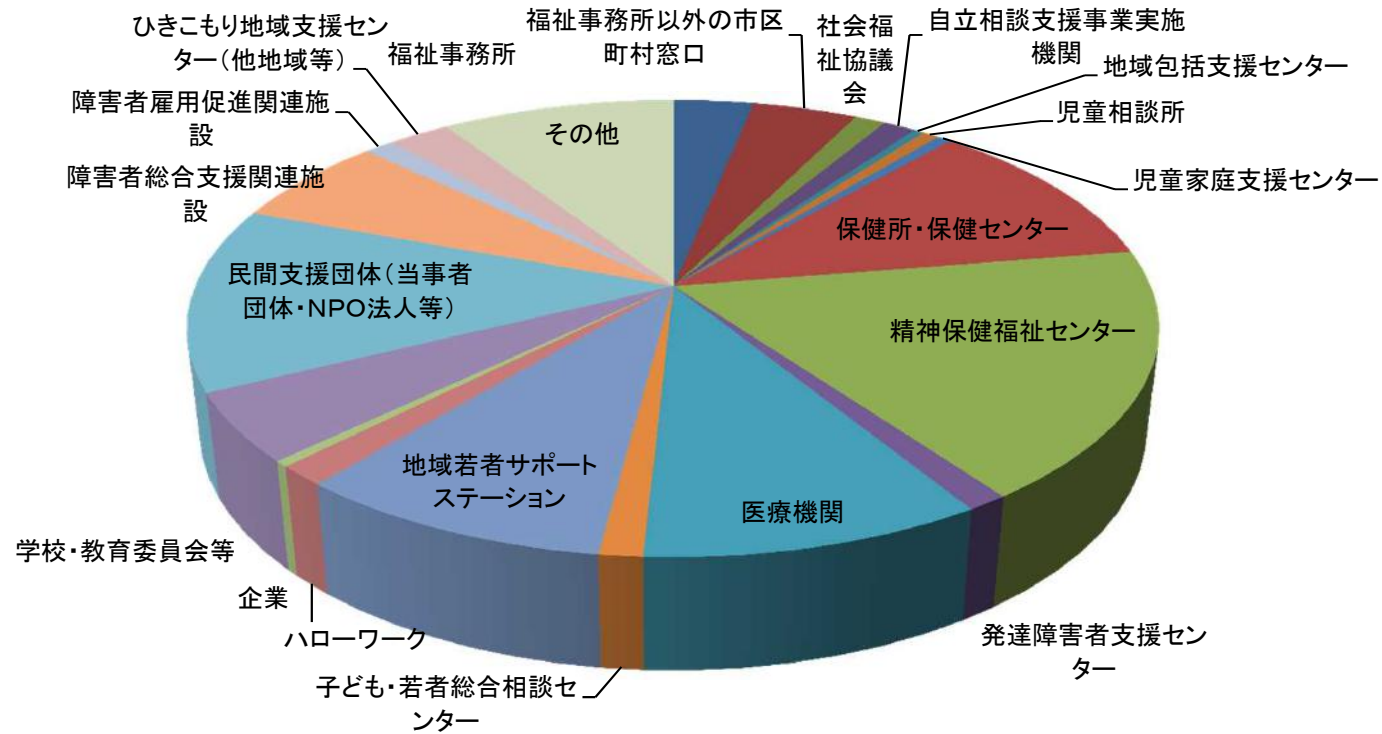
<ひきこもり地域支援センターが関係機関につないだ件数(平成24~28年度)>

成果目標



年度	関係機関	精神保健福祉センター	保健所・保健センター	医療機関	NPO法人等	地域若者サポートステーション	ハローワーク	児童相談所	福祉事務所	その他	総計
24年度		656	488	361	339	278	101	74	82	981	3,360
	率	19.5%	14.5%	10.7%	10.1%	8.3%	3.0%	2.2%	2.4%	29.2%	
25年度		915	722	442	397	418	96	46	85	1,783	4,904
	率	18.7%	14.7%	9.0%	8.1%	8.5%	2.0%	0.9%	1.7%	36.4%	
26年度		1,193	992	710	848	544	123	50	104	2,706	7,270
	率	16.4%	13.6%	9.8%	11.7%	7.5%	1.7%	0.7%	1.4%	37.2%	
27年度		1,314	815	813	1,015	568	121	94	142	2,539	7,421
	率	17.7%	11.0%	11.0%	13.7%	7.7%	1.6%	1.3%	1.9%	34.2%	
28年度		1,323	823	723	981	674	106	50	239	2,601	7,520
	率	17.6%	10.9%	9.6%	13.0%	9.0%	1.4%	0.7%	3.2%	34.6%	

平成28年度 ひきこもり地域支援センターが関係機関へつないだ件数（詳細版）



関係機関	福祉事務所	福祉事務所以外の市区町村窓口	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	児童家庭支援センター	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	発達障害者支援センター	医療機関	子ども・若者総合相談センター	地域若者サポートステーション	ハローワーク	企業	学校・教育委員会等	民間支援団体(当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援関連施設	障害者雇用促進関連施設	他のひきこもり地域支援センター	その他	総計
	年度	28年度	率																			
28年度	239	313	92	97	31	50	42	823	1,323	89	723	92	674	106	31	363	981	482	86	186	697	7,520
率	3.2%	4.2%	1.2%	1.3%	0.4%	0.7%	0.6%	10.9%	17.6%	1.2%	9.6%	1.2%	9.0%	1.4%	0.4%	4.8%	13.0%	6.4%	1.1%	2.5%	9.3%	

ひきこもり対策推進事業の成果目標の見直し案

平成30年度において「ひきこもり対策推進事業」の見直しを図ったことから、これらの見直しが効果的なものとなっているか検証できるよう、現在設定している成果目標の見直しが必要。

【現行の成果目標】

専門機関での支援が決定した件数が目標値(前年度の1センターあたりの決定件数×設置数)を上回ること



【成果目標の見直し案】

専門機関での支援が決定した件数が目標値(前年度の1センターあたりの決定件数×設置数)を上回ること



市町村における支援体制の充実や「ひきこもりサポーター」の活動の場の拡充に関する効果測定として、サポーター活動件数を確認。

ひきこもりサポーターの活動件数が前年度を上回ること